

平成 17 年 5 月 19 日

大阪税関業務部

関係各位

メキシコ協定の関税割当制度に係るシーリング管理品目について

本年 4 月 1 日、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「メキシコ協定」という。）が発効したところ、本協定により、譲許品目の一部については、特惠関税制度と類似のシーリング管理方式（関税暫定措置法第 8 条の 7 第 4 項に基づく。）を採用していますが（別添 1 参照）当該月毎のシーリング管理品目の停止品目及び輸入額の公表は、次のとおり行われることとなりますので、お知らせします。

1．停止品目及び輸入額の公表

メキシコ協定による関税割当制度に係るシーリング管理については、現在の特恵シーリング管理と同様、毎月月末に停止品目に関する告示（以下「告示」という。）及びシーリング枠の消化状況に関する公告（以下「公告」という。）を行うこととなっております（ただし、停止品目がない場合はその月の告示はありません。）。)

メキシコ協定による関税割当制度に係るシーリング方式は、停止日が超過月の翌々月初日であり、上記告示をもって停止品目を事前に公表することとなります（現在、特惠シーリング管理で行っている税関長による公示は行いません。）。)

2．メキシコ協定による関税割当制度に係るシーリング対象品目

メキシコ協定による関税割当制度に係るシーリング対象品目は別添 2、シーリング枠の限度額は別添 3 のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

3．税関ホームページでの情報提供

上記の告示、公告及びメキシコ協定による関税割当制度に係るシーリング管理対象品目一覧については、税関ホームページに情報提供が行われることとなっております。

（参考：税関ホームページ：www.customs.go.jp/）